

“なくそう耕作放棄地、守ろう優良農地。”

農業委員会では農地パトロールを実施しています



農業委員会では、10月・11月を農地の有効利用を呼びかける強調月間と定め、各地区農業委員が管内を巡回（農地パトロール）して、全ての農地の利用状況を調査し、農地の有効利用を促進するとともに違法な転用などの調査を行います。又、耕作放棄地等の調査を行いますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

◎遊休地や耕作放棄地が増加すると周辺の環境が悪化します。

- ①雑草が生い茂り周辺農地に大変迷惑。
 - ②産業廃棄物などの不法投棄、土砂などの堆積が心配。
 - ③病害虫や鳥獣害、枯れ草の火災発生が心配。
- 耕作放棄地の発生防止と解消対策の強化を図っています。

◎農地を荒らさず耕作しましょう。

農地の権利を有する者は…「農地を農地として利用する責務」があります！
農地法では「農地の所有権・賃借権を有する者はそ

の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨の「責務規定」が設けられています。

◎農地の売買、農地以外への転用には農業委員会の許可が必要です。

- ①農地の売買……………農地法3条の許可
- ②自分の農地を農地以外に転用する……………農地法4条の許可
- ③自分の農地を売買（貸借）して農地以外に転用する……………農地法5条の許可

詳しくは、地区農業委員や農業委員会事務局にお問合せください。

■お問合せ 農業委員会事務局 ☎22-9423

特設労働相談会【無料】～あなたの立場で考える～

経験豊富な委員が3人1チームで相談に応えます

和歌山県内に所在する事業所に勤務する労働者及びその事業主の方お気軽にご相談ください

【御坊市会場】

■日時 10月16日(水) 18:00～21:00

■場所 御坊商工会議所3階中会議室
(御坊市藪350番地の28)

■定員 事前予約制で先着4～5名程度
(予約状況に空きがある場合は、当日8時まで会場受付をします)

■事前予約先 県庁 和歌山県労働委員会事務局
☎073-441-3781

■ホームページ
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/220200/index.html>
公益代表・労働者代表・使用者代表の委員が三者一組になって、公正・中立の立場で、親身になって相談に応じます。

■主催 和歌山県労働委員会

■お問合せ 企画政策課 ☎22-2041

祭りの道具が新調されました。



宝くじの社会貢献広報事業により、江川区の太鼓、太鼓台、祭りを盛り上げる担ぎ手の衣装が新調されました。



▲新調された衣装
◀新調された太鼓と太鼓台

平成26年 日高川町 成人式

■日時 平成26年1月12日(日)
10:30～

■場所 日高川交流センター
(日高川町大字高津尾718-3)

■新成人対象者

平成5年4月2日～平成6年4月1日までに生まれた方で次のいずれかに該当する方。

- ①平成25年10月1日現在で町内に住所を有する方。
 - ②平成21年 3月1日現在で町内に住所を有した方。
- ※対象者には、10月下旬に案内状を送付いたします。

昨年度の決意表明

■お問合せ 生涯学習課 ☎22-8816

専業主婦・主夫の皆様へ ～国民年金からのお知らせ～

保険料の納付期間が足りなくて年金が受けられない…
という方に大事な「国民年金」のお話です。

専業主婦・主婦の年金が改正されました

▼
手続きすれば年金を受け取れる場合があります。

- ▶サラリーマンの夫が…
 - 退職した
 - 脱サラして自営業を始めた
 - 65歳を超えた
 - 亡くなった
- ▶サラリーマンの夫と離婚した
- ▶妻自身の年取が増えて夫の健康保険証の被扶養者から外れた(妻が会社員で夫が専業主夫の場合でも同じです。)



▼
この時に届出が遅れ、未納期間が発生した方はすぐにお問合せください。

65歳以上の方は、お問合せが遅れると年金の受け取りも遅れます。
65歳以下の方は、障害・遺族年金を受け取りやすくなります。

詳しくは、最寄りの年金事務所、または『国民年金保険料専用ダイヤル』へ

☎0570-011-050

(お問合せの際は、年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意ください。)

■お問合せ 住民課 ☎22-1701